

## 文教福祉委員会会議録

1 日 時 令和7年9月4日（木曜日）

開会 午前 9時59分

閉会 午後 5時10分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出 席)	委員長	溝 手 宣 良	副委員長	山 名 正 晃
	委 員	小 野 耕 作	委 員	仁 熊 進
"	萱 野 哲 也		"	木 理 英
"	頓 宮 美津子			

(欠 席) なし

(その他出席者) なし

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小 原 純	同次長	日 笠 哲 宏
同主幹	関 藤 克 城	同主幹	岩 佐 知 美

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中 島 邦 夫	政策監	難 波 敏 文
政策調整課長	林 啓 二		
総務部長	内 田 和 弘	財政課長	岡 真 里
文化スポーツ部長	柚 木 均	スポーツ振興課長	渡 辺 真 之
保健福祉部長	横 田 優 子	保健福祉部参与	白 神 洋
健康増進課長	荒 木 久 典	健康増進課主幹	冷 水 圭 介
福祉課長	小 野 玲 子	こども課長	木 田 美 和
長寿介護課長	岡 本 紀 子		
教育長	久 山 延 司	教育部長	江 口 真 弓
教育総務課長	藤 原 直 樹	部活動改革推進室長	矢 吹 慎 一
学校教育課長	村 山 俊	学校教育課主幹	伊 藤 隆 広
こども夢づくり課長	大 西 隆 之		
監査委員	風 早 俊 昭	監査委員	三 宅 啓 介
監査事務局長	宇 野 裕		

6 付議事件及びその結果

別紙のとおり

7 議事経過の概要

別紙のとおり

8 その他必要な事項

別紙のとおり

# 文教福祉委員会審査報告書

令和7年9月4日

総社市議会議長 村木 理英 様

文教福祉委員会  
委員長 溝手 宣良

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条、第143条及び第145条の規定により報告する。

## 記

### 付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
議案第51号	総社市放課後児童クラブ施設条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第52号	総社市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案を可決すべきである
議案第62号	令和7年度総社市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである
議案第65号	令和7年度総社市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案を可決すべきである
認定第4号	令和6年度総社市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきである
請願第2号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について	採択すべきである
陳情第3号	『医療的ケア児訪問看護レスパイト事業』創設に関する陳情書	趣旨採択とすべきである
	(理由) 陳情の趣旨は非常に分かるが、今年7月から、保護者の要望を受け日中一時支援事業の利用無償化制度が始まったばかりであり、その利用状況等も見えていない中で、次の制度というのも賛同しかねる。 レスパイト事業は必要だが、実施できるかどうかは受入先となる市内の訪問看護事業所の状況によることから、制度化しても実際機能しないことが懸念されるため、趣旨採択すべきである。	

開会 午前9時59分

○溝手宣良委員長 ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

まず陳情第3号 医療的ケア児訪問介護レスパイト事業創設に関する陳情書の審査に入りますが、この際、私より申し上げます。

本日は、提出者の佐薙幸一さんに参考人として御出席をいただいております。

この際、私より、参考人の佐薙様に一言御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中にも関わりませず、本委員会のために御出席いただき、ありがとうございます。委員会を代表してお礼申し上げますとともに、この際、陳情の趣旨を述べていただきますようお願いいたします。

それでは、議事の順序等について申し上げます。

まず最初に、佐薙参考人に陳情の趣旨を簡潔に述べていただき、その後、委員の質疑にお答えいただきますようお願いいたします。

それでは、佐薙参考人、他の委員会審査の都合もありますので、できる限り要点を絞って簡潔に趣旨説明をお願いいたします。

佐薙参考人。

○佐薙幸一参考人 このたびはお時間をつくっていただき、ありがとうございます。医療的ケア児とその家族が安心して暮らせる総社市を目指してということで御説明をさせていただきます。陳情者代表の佐薙幸一と申します。

まず、私の紹介なんですけども、佐薙幸一と申しまして、医療的ケア児の長男を安心して預けられる場所をつくるため、2022年2月に一般社団法人KaiKai、同年9月、多機能型事業所LaLaを設立しました。こちらは重症心身障がい児や医療的ケア児のお子様専門の18歳までのデイサービスになっております。現在は、高知県の株式会社幸というところに事業譲渡を行いまして、現在は総社市内に医療型ショートステイの施設、医療的ケアなどの専門のグループホームの開設に向けて活動しているところでございます。

続きまして、息子の紹介なんですけども、息子は佐薙海成と申しまして、現在7歳で、岡山県立倉敷まきび支援学校の2年生になっております。おなかの中では順調に成長しておりましたが、出産時にトラブルがありまして、緊急帝王切開で誕生しました。このときに頭に酸素が行かない時間が長かったものですから重度の脳性麻痺になりました。現在は身体障害者手帳1級と療育手帳Aということで、身体的にも知的にも最重度の障がいがあるというところでございます。たんの吸引や栄養注入などの医療的ケアが必要ではありますが、3歳のときに双子の弟と妹が誕生しまして、自宅で騒がしいながらも毎日楽しい生活を送っているというところでございます。

続きまして、医療的ケア児とは何ぞやというところで説明させていただくんですけども、日常生活で医療的ケアを必要とする子ども、表2-1、主な医療的ケアの内容というところで抜粋をさせ

ていただきましたけども、吸引、経管栄養、吸入、人工呼吸器の管理、酸素療法の管理、パルスオキシメーターの管理、気管切開部の管理、導尿等々いろいろ医療的ケアがあるんですけども、総社市に在住の医療的ケア児のお子さんで必要な医療的ケア、これら全て持たれてるような方もいらっしゃいますので、本当に現実的な医療的ケアが総社市内で行われているというところでございます。

また、医療的ケアは医師や看護師が基本的に行うのではなく、主に親が、素人の親が日常的なケアを担っていると。こちらも当事者なのでよく分かりますけど、とっても大変ですね。今はすごく慣れてしまってる、テレビ見ながらでも吸引はできるんですけども、病院を退院した後とかは、最初の頃は本当にしんどかった思いがあります。私も仕事があったものですから、日中、私が仕事行つた後に妻がずっと昼も夜も付きつきりでケアをしていると。本当に妻の負担は相當にしんどかったんだろうなというふうに思います。

医療的ケア児の数なんすけども、令和元年度、ちょっと古いんですけども、こちら2万人というところでなっております。平成17年から比べると2倍近く上昇しているということで、裏には医療の発達がすごいあるんじゃないかなというふうに思います。海成は平成30年に生まれたんですけども、もし昔に生まれているとそのまま亡くなっていたんじゃないかなというふうに思いますが。令和7年になりますと、この2万人よりも今はもっと増えているんじゃないかなというふうに思っております。

続きまして、医療的ケア児の生活イメージということで、こちらは資料を引っ張ってきただけなので参考程度にはなってしまうんですけども、医療的ケアあり、人工呼吸器、気管切開、吸引、吸入、経管栄養が必要なお子さんということになっております。ただ、総社市内にも実際こういったお子さん、実際にいらっしゃいます。本当に総社市に実際にお住まいの方としてイメージしていただければいいかなというふうに思います。ADLは全介助ということで、もう全て御家族の方で介助をしなければならない。あと、父親は会社員ということで昼間はいらっしゃらない。お母さんはケアをしなければならないので無職、兄弟あり、週末は両親でケアを対応するということです。月曜日から日曜日まで表がありますけども、月曜日から金曜日まで特別支援学校にこちら通われてるというふうになってますけども、実際、岡山県立倉敷まきび支援学校は呼吸器がついてると学校に通えない子がほとんどです。訪問教育という形になりまして、例えば月、水、金など週3回ぐらい、1日二、三時間ぐらい先生が御自宅のほうに来てくださって、そこで教育を行うんですけども、逆にそれ以外はもう学校には通ないので、お母さんがずっとケアを日中しているというところです。水曜日と金曜日、放課後等デイサービスと書いてるんですけども、多機能型事業所LaLaができる前です、この放課後等デイサービスもないものですから、お母さんが自由に動けるといったらこの1時間とか2時間の訪問看護の時間しかないというところですので、相応に親御さんの負担があるかなというふうに思いますね。笑顔の裏には、私も笑顔になってるか分からないんですけど、あの笑顔の裏には24時間、365日の緊張があるというところで、最近でいうと福岡市のほう

で呼吸器のお子様を、お母さんが呼吸器を外して殺してしまったと、ケアの疲れで殺してしまったという事件が最近あったんですけども、総社市でももういつ起こってもおかしくないなというふうに、全国各地どこでも起こってもおかしくないなというふうに思っております。

続きまして、家族が抱える悩みなどということで、過半数のところを挙げていきますと、慢性的な睡眠不足であるというのは本当大多数を占めていて、私も昨日、息子が夜起きてしまったので1時間ぐらいは吸引をしつ放しというときもあって、ちょっと寝不足なところもあるんですけど、本当に皆さん御家族、慢性的な睡眠不足というのが一番多いんじゃないかなというふうに思います。後は、いつまで続くか分からない日々に強い不安を感じると。ちょっと趣旨とは外れてしまうんですけども、多機能型事業所LaLaを使えるのは18歳までですし、支援学校に通えるのも18歳までということで、じゃあその次はどうするんだというふうになると、18歳以上の方が使える生活介護なんかもあるんですけども、総社市内には生活介護もないというところなんですね。よくあるパターンとしたら、お母さんが学校卒業した後はずっとおうちでケアをしつ放しというところで、お母さんがもう限界、倒れそうなふうになったときに、やっと岡山市に旭川荘という終身の入所施設があるんですけども、そこに入所をしなければならないと。その入所施設を一回見学に行ったことがあるんですけども、本当薄暗い部屋で、大部屋で4人ぐらいいらっしゃるところで、もう何もせずに一日ずっと過ごしていると。ただ生きているだけみたいな環境です。そのようなところに息子を預けるのは本当に私も嫌だなというふうに思っていますので、先ほど申し上げたようにグループホームの設立等を今頑張っているところでございます。

続きましては、佐薙家の事例ということで、こちらはお出かけに関する説明なんんですけども、家族全員でのお出かけを大切にしたいなというふうに思ってるんですけども、海成自体がなかなかバギーに、子ども用の車椅子ですね、バギーに乗った時点で泣き叫んでしまったりして、後は体調面とかもありますと、家族全員でお出かけするのは月1回あるかないかというところでございます。夏休み最後のほうに高知県のアンパンマンミュージアムに家族全員でお出かけしたんですけども、すごい泣き叫んで、アンパンマンミュージアムの中で声が響くぐらい泣き叫んでしまって、たんも吸引できずに、ずっと吸引していたんですけどもバッテリーが切れてしまって、もう私と海成だけ先にホテルに帰って、妻が下の子2人だけで引き続きアンパンマンミュージアムを楽しむみたいな形だったんですけども、息子はもうずっと怒ってたのはしょうがないんですけど、下の子たちは海成も含めてお父さんも全員で一緒に楽しみたかったというふうに言っていて、本当に申し訳ないなというふうに思っています。

ただ、きょうだい児との時間、親の休息時間をつくることも大切だなというふうに思います。日々、例えば今日だと60分訪問看護の方が来てくださるんですけども、そういうときには下の子を連れて近場にお買物に行ったりするんですけど、ただ60分しかないのでお買物に、近くのハピーズなんかに買物に行ったりしても、もうそれだけで1時間がたってしまうというところですので、例えば帰りにソフトクリーム買って食べようだとか、後はちょっと外食しようかというのは基本的に

は無理です。今まで夫婦で下の子を連れて何か思い出があるかというと、本当、買物ぐらいしかないかなというふうに思います。訪問看護がない日曜日などは、どちらかが下の子を連れ出していろいろな形で、本当に夫婦で下の子を面倒見たということは本當にないかなというふうに思います。海成のこともちろん大切なんですけども、いつか独立するであろうきょうだい児との時間は今しかないというふうに思いますので、できるだけ大切にしていきたいと思ってます。

また、私たち両親は24時間、365日交代で長男のケアを行っています。親の休息時間を取りことも、とても重要なかなというふうに思います。

続きまして、訪問看護の御説明なんですけども、1から6までいろいろ表があるんですけど、その中で大体3番目、日常生活の支援ということが訪問看護の大多数を占めているかなというふうに思います。右下に訪問看護利用者の声ということでいろいろ書かれてるんですけども、最後のところですね、これからも利用したいですと。本当に私たち含めて総社市の医療的ケア児のお子様の御家族、本当、訪問看護がないと今の生活が成り立ってないというふうに思いますので、これからも使っていきたいというふうに思います。

ただ、訪問看護サービスの制度上の問題点というところで、医療保険になります。活用する家庭は本当に多いんですけども、医療保険の適用には時間、回数ともに上限があります。医療保険には介護保険のような柔軟な制度がなく、最低限の生活がやっとの状態です。例えば1時間、1回60分しかないんですけども、そこからさらに30分ぐらいもう少し利用したいというふうになったとしても、よくあるパターンが30分5,000円ぐらいの自費がかかってしまうというところでございます。やはり経済的負担が大きく、利用しづらいのが現状というところです。私自身も最後に自費利用したのが、下の子が生まれるときに出産の立ち合いをするときに5時間ぐらい使ったというところなんです。もうそれで数万円ぐらいは飛んじやってしまってるので、なかなか使いづらいなというふうに思います。

署名をいただく中で御家族からの声ということで、ふだんの生活の中ではきょうだい児との時間をつくれませんと、訪問看護サービスをもっと増やしてほしい、でも自費では高額で使いたくても使えないというところがありますので、もう本当皆さん思ってるんだなというふうに思います。

真庭市の例なんですけども、真庭市医療的ケア児訪問看護レスパイト事業ということで、こちらは自治体主導で家族のレスパイトのための支援が制度化されています。岡山県内で私が調べた中では真庭市のみと。一回真庭市に問い合わせたんですけども、対象のお子さん2名でいらっしゃって、実際に利用されてるのは1名なんですけども、その1名のためにこういった制度化されているというのは本当にすごいなというふうに思います。総社市の御家族にもこちらのほうを説明させてもらったんですけども、ぜひ総社市にも導入してほしいという声が大多数でした。どんなに障がいあっても安心して生活できる総社市を目指していただきたいというふうに思います。

最後になりましたが、総社市にお願いしたいこと、医療的ケア児の訪問看護サービスの自費利用分の助成の制度の創設を求めます。また、今後もレスパイト支援など医療的ケア児と家族の声を今

後の施策に反映していただければいいかなというふうに思います。医療的ケア児への支援は、命をつなぐだけでなく生活を支えることも重要なファクターです。医療的ケア児と家族みんなが総社市で安心して暮らせるように、この陳情を子どもたちとその家族の未来への一歩として御採択していただくことを切に願います。

ということで、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○溝手宣良委員長 ありがとうございました。

御着席いただいて結構です。

以上で、参考人からの趣旨説明は終わりました。

次に、参考人に対する質疑を行います。

この際、私より申し上げます。

念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得て発言をお願いします。また、参考人は委員に対しては質疑をすることはできないことになっておりますので、御了承願います。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 今日は御苦労さまです。市議会の萱野でございます。

この署名をされてる方も、私が当選して12年前からもう知ってて、こういうことで大変なんだつて、あえて名前は申し上げませんけれども、そういった方からも御相談を受けてました。今回この陳情が出たときに、その方にもお電話して聞きました。ぜひ、もうここにも書いてますけども、ぜひよろしくお願ひしますと、そういう御苦労も聞いております。よく、今日も大変さを述べていただきましたけれども、本当に分かります。

実は、私の妻は訪問看護師で、こういった事例もよく妻からも聞いておりまして、今言うように総社市としてもこういう、この陳情書のように、署名された方のようにニーズがあるということなんですけれども、ニーズと供給のバランスというのが必要だと思ってて、ぜひぜひというところがあるんですけど、供給という部分でいえばどのように御認識されているのかということで、この制度ができる、例えばですよ、真庭市では48時間が上限でということなんですねけれども、それだけ見てもらえるその看護師、訪問ステーション、看護ステーションとかがあるかということがまずは御認識されているかどうか。知らないれば知らないんでいいんですけども、というのと、あともう一点なんですけど、真庭市がやってますよということで、ぜひ総社市でも取り入れてくださいということなんですねけれども、真庭市ではやってるけどもやってない事業、もしくは反対で、総社市はこのレスパイト事業やってないけれども総社市でやっている事業ということを例えば御認識されているのかなということで、日中一時支援事業の利用料は無償化ということで、総社市としても令和7年7月から原則1割負担を医療的ケア児に対して利用料を無償化ということで、障がい児の活動の場を提供し、家族のレスパイトまたはタイムケアを確保した事業ということで、どこかの施設に

行って、まあ岡山市と聞いてますけど、そういうことを総社市がやっている。これ真庭市はやつてないと聞いてるんですけど、そういうこともひとつ御認識があるかどうかということをお尋ねいたします。

○溝手宣良委員長 佐薙参考人。

○佐薙幸一参考人 ありがとうございます。

まず、供給の面なんですけども、ほとんどの利用者、訪問看護ステーションm i m oというところを使われています。資料にもある、NHKの取材を受けられたところなんですけども、そこは自費の利用をされてまして30分1,980円とかなり廉価な価格でやられております。出産時の立ち合いということで5時間、6時間の自費の利用も可能ということで受けてまして、最近でいうと鴨方に住んでるお子さんも訪問看護ステーションm i m oを使われてるんですけども、沖縄に旅行に行って、そこに訪問看護の人が一緒に付き添ってケアをするというサービスもやられていたりして、訪問看護ステーションm i m oだったらもう全然、いつでもかは分からないんですけど、ある程度はそのニーズを満たしてくれるんじゃないかなと思います。

総社市内でいうと、泉クリニックをうちは使っているんですけど、そこは自費のサービスがないというところです。仮にこのサービスが出来上がることによって、じゃあ泉クリニックをやめてもう訪問看護ステーションm i m oに移ろうかというところもあるかもしれないですが、そうなるとじやあうちも自費でやろうかというふうに、さらにサービスの質がこの制度ができることによってよくなるんじゃないかなというふうに私は思っているところでございます。

総社市で制度化されていて真庭市で制度化されていないものに関してなんですけども、例えば先ほどおっしゃられたように日中一時のサービスの無償化というところありますて、ただその岡山市、デイサービスセンター・ハッピークラブだと思うんですけど、まで行かないといけないというのはなかなかしんどかったりで、デイサービスセンター・ハッピークラブ、うちも行ったことがあるんですけど、なかなか使いづらかったです。ほとんどが御老人の方々ばっかりで、もともと多機能型事業所L a L a使われていて、18歳になって卒業して、そこにお母さん働かれてるんで一緒に行かれてるという方もいらっしゃるんですけど、1回行ったことあるんですけども、ずっとぽつんと過ごされてるような。多機能型事業所L a L aとは大違いと、あまり言うのはあれなんですけど、本当にいるだけですよ。そのお子さんが楽しいかどうかというのはまた別の話になってきて。だから、そのサービスの質というところでいうと、なかなかまた難しいところがあるんじゃないかなと思います。

総社市内でいうと、日中一時支援で医療的ケア児を預かってるところ、ほぼない、ゼロに等しいんじゃないかなというふうに思います。多機能型事業所L a L aに通わせていて重度心身障害児、行き場がない重度心身障害のお子さんは日中一時支援事業を使ってるというパターンはあるんですけども、医療的ケアがあって日中一時支援事業を使ってるという方はゼロなんですよ、多機能型事業所L a L aを使ってる方でいうと。なので、ほとんどその日中一時支援事業で医療的ケア児を預

かつてもらえるということでやつたら、これで負担が軽減されるというまでは、そこまでは行ってないんじゃないかなというふうに私個人では思っているところでございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 ありがとうございました。状況よく分かりました。

もう一点だけ。先ほどのなんですかけれども、各事業所、今言う訪問看護ステーションm i m oがやってて、泉クリニックにもサービスが広がっていくということなんですか、広がっていけばいいとは思ってて、広がっていって、そういうふうな制度が、皆さんを利用しやすい制度が多くの事業所でやっていただければいいと思うんですけど、私が尋ねたのは、そのニーズはあるけど需要という意味で、サービスを事業としてしようとしたときに看護師の問題がちょっと私心配だなと思ってて。これを創設したものの、よく言われる子育て王国だから子育て王国だからと言われて、結局お願いしますよといったところで看護師不足という。制度はあるんだけども、つくったけれども看護師不足というところをものすごい懸念してて。先ほど言ったように私の妻もそう、医療従事者としてやってて、今御存じのように2025年問題、後期高齢者、団塊の世代が75歳になって、これから施設から在宅へということで、総社市内でもいろんな事業所が増えてます。近場で言えば藤井クリニックとかあさのクリニックとかも今やられてて、その中で本当に看護師が不足という面があつて、そこをどういうふうな御認識であるのかなということをお聞きしたかった。看護師の不足という認識がということで、サービスは増えていけばいいとは思うんですけども、看護師、医療従事者、介護士もそうですけど、大変今人手不足であつて、まあどの事業もそうなんですけども、そういう御認識はどうかなと思ってお尋ねしております。

○溝手宣良委員長 佐薙参考人。

○佐薙幸一参考人 看護師の不足、多機能型事業所L a L a でも大きな問題で、どこでも不足、不足というふうに言われてるんじゃないかなと思います。訪問看護ステーションm i m oでも看護師は、當時じゃないんですけど結構募集されてるような形ですので、本当にどこも足りているとは言えないような状況じゃないかなというふうに思います。その中でも切磋琢磨して、どれだけ多くの利用者にサービスを提供できるか、あとそのサービスの質を上げるか、そのサービスの質の中には自費の利用ができるかどうかという部分も含まれていくと思いますので、そのサービスができるによって自費が使える事業者が増えます、じゃあもうそちらに利用者が移りますというふうに、各事業所で競争の原理が働いて、よりよいサービスを提供することによって事業所の収入が上がつて、また看護師を雇うことができるといいいサイクルになっていきたいなというふうに思っております。ごめんなさい、具体的な案とかはないんですけど、すみません。

（「分かりました、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 佐薙参考人、本当に今日はありがとうございます。いろいろ思いを述べていただいて、私も障がいのある子がいる身ではありますし、思いの部分はとてもよく分かるところもあります。うちは医療的ケアが必要という子ではないんですけども、いろいろ命に関わる場面というのがあるというのはよく本当に分かります。

ちょっと参考人に質問していきたいと思うんですけども、今回署名もいただいたて、8家族分ぐらいをいただいているんですけど、今回この訪問看護の部分で使う時間を、この方々がどういう思いでされてるか。言えば、その訪問看護の今まで使った時間というのをさらに延長して延ばしたい、日を増やしていきたいといういろいろ思いがあると思うんですけども、その時間で、佐薙さんもいろいろレスパイトという部分があると思うんですが、その方々はどういった思いで今回のこの創設をしていただきたいという思いがあるのか。家族の時間を過ごしていきたいのか、そういうきょうだいとの時間なのか、その子を見るために心の余裕をどんどんつくっていきたいのかという、たくさんあると思うんですけども、そういった思いの部分というのはどういうふうに考えられます。

○溝手宣良委員長 佐薙参考人。

○佐薙幸一参考人 ありがとうございます。署名をいただく中で、様々なお声をいただきました。ある外国人のお母さんがいらっしゃって、人工呼吸器つけてるお子さんがいらっしゃるんですけども、最近、フィリピンなんんですけど、からお父さんとお母さんがいらっしゃって久しぶりにお会いしたみたいなところもあるんですけども、なかなかお母さんも共働きで夜働きに出られてて、日中いつも睡眠不足ということもあったりして、訪問看護を受ける間はほぼ寝られる状態ではあるんですけども、仮にこの30分増えた、1時間増えたということになると、本当睡眠時間が1時間とか増えていく。それだけでも全然休息する時間が違うんじゃないかなというふうに思います。

ほかの方の事例を挙げると、きょうだい児、まだ小っちゃいお子さんがいらっしゃる御家庭があるんですけども、その方も保育所に迎えに行って、行って帰るだけでもうほとんど1時間たってしまって、後はもう医療的ケアがあるお子さんは御自宅に帰っておられるものですから、その方を見ながら料理をしなければ、家事をしなきゃならないというところで、なかなかきょうだいと遊ぶ時間、触れ合う時間というのは全くないと、平日は全くないというところを言われています。お父さんも帰ってくる時間がかなり遅いので、御飯をつくってお風呂に入れてというのを全てやらなければいけないと。そこで訪問看護サービスが増えることによって、家族との時間も増えたりして、そういったところも声を聞いておりますので、本当に御家庭によってこういったことをしたいというのは様々だと思うんですけども、本当に30分、1時間、短いかもしれないんですけど、それだけでも大きな効果があるというのは知っておいていただきたいなというふうに思います。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 参考人にはこういう陳情をいただきまして、ありがとうございます。

私は、これは非常に重要な案件だと思います。レスパイトというのは、これは絶対必要なことで

す、これは。それを一つ申し上げたいですけども、あとその医療的ケア児、訪問看護を取り巻く環境ですよね。そこがどうも見えてこない、結局。あの訪問看護ステーションあるけど、実際医療的ケア児の対応ができるのかどうなのか、十分にですよ、もともとですよ。もともとそこが足りていないんじゃないかなという気がするんですが、どうしても。

この陳情というのは非常に大事なんですけど、この陳情だけにとどまらない社会的な問題があるんじゃないかなと思うわけです。ですから、根本的にはやっぱり訪問看護ステーションの充実というか、さっき萱野委員言われましたけど、その内容が充実して受皿がきちんとできて、それで何らかの補助を与える、利用者の方が使いやすくするというその相関関係が成り立たないと、なかなか制度としてきちんと動かないんじゃないかな。その補助金の制度が仮にできても、結局なかなか使えないということになりかねないなというふうに思うんですけど。

それが一つ環境としてあって、しかし現場では先ほどいろいろお話をありましたけど、もう本当に御家族の方が疲弊して、体力的にも精神的にも参ってしまってという現状を見てとれるわけなんです。だから、そこをどういうふうに解決していくかという問題だろうと思うんです。

だから、今回の陳情は、この制度設計ですね、制度設計をきちっとしろということでしょう。実際その補助額を幾らにしろとかじゃなくて、きちんと制度設計しろということですから、その制度設計の中にそういった、私が先ほど申し上げました環境整備というところまで把握したような制度設計というか、総社市としての目標といいますかね、そこをやっぱりきちんと順序立てて制度を設計しとかないと。総社市としてはこういう制度をつくりましたみたいなことを仮に一生懸命言つたところで、現場全然回ってないぞと。議会は仮にこれを採択して、制度をつくりなさいということで当局に言ってつくったところで、現場的にはなかなか本当に思ったところに行かないような気がするんですね、今現在。そこを含めた何らかの手立てを打つ必要があると思うんですけど。

まあ、いろいろ申し上げましたけど、陳情するという本来の意図ですね、単に制度設計というのは補助だけのことなのかどうなのか、そこら辺がちょっと読み取れないなというところを思うんですけど、何かお話をあつたらお願ひします。

○溝手宣良委員長 佐薙参考人。

○佐薙幸一参考人 ありがとうございます。今回は一般社団法人K a i K a i の代表理事とか云々関係なく、本当に医療的ケア児の家族の代表ということで来ております。本当、この制度をつくってほしい、この制度があって自費の利用部分でさらに訪問看護の時間が増えることによって家族が助かるから、何とか制度化してほしいという、本当それだけの願いで今回陳情に伺わせていただいておりますので、ぜひそのあたりは酌み取っていただければいいかなというふうに思います。

先ほどおっしゃられていた、まずは受皿をつくって制度化というふうにおっしゃられていましたが、例えば息子が小学校に上がるときに、学区でいうと総社中央小学校なんですけども、総社中央小学校か岡山県立倉敷まきび支援学校どっちかというふうに言われていたんですけど、総社中央小学校は看護師も全くいない、受皿がそもそもない、じゃあもうしょうがないよねということで岡山

県立倉敷まきび支援学校に行ったんですけど、じゃあもう学校だったら先に声を上げないと受皿をつくりませんというふうに、医療的ケア児支援体制等連絡会でも市の方が言われていたんですけど、それと今回のやつだったら順序が違うんじゃないかなと今思いました。訪問看護だと受皿をつくるというのが先なのに、学校の件に関しては受皿をつくるのは先じゃないのかなというふうに思いましたが、そのあたりはちょっとどうなのかなというふうに私は思うところでございます。

何にしろ、今必要、今後家族が安心して過ごせるためには必ずこの制度が必要だなというふうに思いました、今回陳情に伺わせていただいております。今後の御家族の環境というのはすごい大変なものがあって、先ほど申し上げたように18歳以上になると急に社会的資源が少なくなるというところが現実的にありますので、そのため今ショートステイだとかグループホームの立ち上げを頑張っているというところでございますので、ぜひそのあたりも含めまして御検討いただけますと幸いでございます。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 では、ないようありますので、以上で参考人に対する質疑を終結いたします。

この際、参考人に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中、本委員会に御出席をいただきまして誠にありがとうございました。本委員会といたしましては、いただいた御説明を審査に生かしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

では、この際しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○溝手宣良委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本件について当局から御意見等があれば御発言願います。

福祉課長。

○小野玲子福祉課長 当局からは特にございません。

○溝手宣良委員長 では、本件について御意見等があれば御発言を願います。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 先ほどの陳情者の御説明の中で、日中一時支援事業は使えないというようなことを言わっていました。この理由がちょっとよく分からんんですけど、無償化になったこれが全然そのレスパイト、休息にならないんですという。それを御本人に詳しく聞いたほうがよかったのか当局に聞いたほうがいいのかちょっと分からなかつたので、これちょっと御説明いただきたいの

と、それからもし総社市がこのレスパイト事業支援をするとしたら、今11名中6名しか利用されてないんですが、11名全員が利用されるようになるのか、その辺の予測が当局に言ってみないと分からぬ……。

○溝手宣良委員長 すみません、今御意見を求めて、当局に対する質疑を求めたわけではないですが、恐らく当局に対する質疑をされたんだと思うんです。当局は今の頓宮委員の発言、質疑に対して御回答できますでしょうか。できれば。

じゃあ、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時40分

○溝手宣良委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

御意見等ありませんでしょうか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 休憩中の発言はしません、日中一時支援事業の利用を無償化ということで、今年ですね、7月からということで、この制度がまだできたばかりですよね。この制度が陳情者からも使いにくい、ちょっと遠くて利用しづらいとか、そういった御意見もありました。ですけれども、これが制度ができたばかりで来年の決算状況も見ていない中で次の制度をというのもちょっと私としては非常に苦慮するなという部分もあるんです。まあ真庭市ではやってないけれども総社市でやっている事業、これは当局から聞いたお話によりますと、これは保護者からの要望を受けて総社市が今回この制度を創設した。今年始まったばかりで今9月、2箇月で、始まったばかりで、この利用状況も実態も、まあ陳情者からは使いづらいと。何となく聞く限りでは遠いからとか、そういうことも分かるんですけども、ううん、という。本当に陳情者からの御苦労も聞かされると胸が詰まるものもあるんですけども、ちょっと私的にはこの事業がありながら、さあ次の事業をというふうにするのはちょっとと思ってます。まだ皆さんの御意見も聞きながら、私の気持ちも変わるかもしれませんけど、今の現状では私はそのように思っておりますけれども、皆さんの御意見を踏まえながら、後の採決に臨みたいと思います。

○溝手宣良委員長 はい、承知をいたしました。

他に御意見等はありませんか。基本的には皆さんから御意見をいただきたいと思うんですが、積極的に御発言いただければと思いますので。

では、山名副委員長。

○山名正晃委員 私はもう採択のところから話をさせていただくんで、ちょっと討論ではないんですけども、先ほどからちょっとと言われております、日中一時支援事業の無償化があるからいいじゃないかという話はあるんですけども、先ほど佐薙さんからもありましたけども、日中一時支援事業の医療的ケア児を受け入れてもらえる事業所は総社市にはありません。ないんです。ないので、ということは自分たちで連れていかなければいけない、そしてさらに迎えもしていかなきゃいけな

い。それってレスパイトになりますか。日中一時支援事業ってレスパイトなんんですけど、そうやって送迎もしていくと、無償化をしたとしても、これって今総社市にないので岡山市、倉敷市、近いところはそこなんです。となると、そこへ送っていくので、じゃあその負担分を軽減するために無償化をしたというふうな多分経緯だと思うんです。だから、今年の7月からそういうふうになったというところはあるんですが、じゃあ日中一時支援事業と訪問看護って全然違うんです。日中一時支援事業は連れていく、訪問看護はうちに来て訪問をしていただくという部分で、全然その時間の取り方って違うんですよね。なので、今言われているこの制度設計というのは本当に御家族、もう本当に、先ほど佐藤さんからもありましたけども、福岡でそういう痛ましい事件もありました。そういうところを本当に、常に緊張状態なんですね。やはり医療的ケアの子を見ていらっしゃる方というのは、もう本当に命に関わる部分でありますので、そこになったときにもうこういう制度が使えずに、時間も使えずにレスパイトができない、心の休息が得られない、家族との時間を過ごすことができない、きょうだいとの時間を過ごすことができない。そういうことがあったときに、万が一ということもあり得るということもあるんです。ですので、まずは先ほど言いましたその日中一時支援事業制度があるからいいんじゃないではなく、それとは別として考えていただいて、この訪問看護のレスパイト事業という部分の創設というのは私的には、これだけ署名もいただいております。ということは、こういった方が使いたい、あることを願うというところもありますので、私はこの制度の必要性を感じますので、採択というふうな考えで意見を述べさせていただきます。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に御意見はございませんか。

村木委員。

○村木理英委員 私はこの医療的ケア児のレスパイトは、これは必要です。絶対必要です。ただ、総社市内の訪問看護の事業者はその受入れができるかどうか、受入れが対応できるかどうか、ここがどうもはっきりしない。だから、制度だけつくったけど実際機能しなくなるんじゃないかなというのが心配なわけです。結局、訪問看護って結構忙しいから、やっぱり今対応している分で精いっぱいいになってるという状態があるんじゃないかな。それに加えてこの分野の仕事が増えてくるというふうなことに耐えれるかどうか。その疑問にきちんと答えてくれるんであれば、私はこれはやるべきと思います。私の個人的な引っかかりはそこだけです。

○溝手宣良委員長 他に御意見は。

小野委員。

○小野耕作委員 私も、萱野委員と村木委員の意見とほぼ同じでございます。やるべき事業ではあると思います。需要のバランスとかいろんなことを加味した上でやっていく。今、山名委員のお話しされた、訪問と通うのは別なんだよというところで、その事業所の状況によると思うのでとう、本当、私も同じでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に御意見はありませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 私も医療的ケア児を抱えてる友人、知人、大変多いので、実際に見てきたので、こういうレスパイト制度ができると本当に助かるなとは思うんですが、この年間48時間、月に換算すると4日。4日で、4日の利用の半分ぐらい安くなるんですかね。それは市が決めるうことだと思うんですけど。

それと、先ほどのお話を聞いて、支援学校でも呼吸器の場合は扱っていないから、結局ここの医療注入には御家族が行っている、あるいは訪問看護センターにお願いして医療注入に行っていただいているということになるのかなと思うんですけど、それがちょっとよく分からないんで、まあ聞けばよかったです。そうすると、この支援学校に行かれている方で呼吸器系の方で御家族が行かなければいけない、訪問看護でお願いした場合は1週間で何回かしか利用できないとなると、それも毎回お願いをして、看護師不足ということも先ほどからあったので、果たして本当に御満足のいただけることができるのかなと、今の状況からすると推測されるわけです。

先ほど佐薙さんのお話を聞いていると、休むということも前提ですが、その子ども、障がいのある子どもたちと家族の時間をもっと持ちたいために月4回のレスパイトが必要というところに、本当にこの事業をしたことすぐそれが可能になるのかというのはちょっと疑問なんですね。お気持ちちは分かるんですけど、それが日中一時支援事業では全く難しいのかというと、訪問すれば可能ではありますから。10日、10回利用できるので、それは完全無償。月4回しか利用できないのが完全に4回可能になりますよって保証もないんですけど、まあ趣旨採択かなって。取りあえずその日中一時支援事業でも事業者ができるかもしれませんし、趣旨採択して様子見させていただくというのがいいのかなというのが今の気持ちです。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 私も村木委員と大体考え方同じなんですけど、レスパイト、この事業は必要なものだとは思います。子どもではないです、ないけどうちの母親も11年間、脳梗塞で寝たきりになつた父親をそばで見ていたという経験があります。本当に家族としてみたら、自分の人生はないですよ。本当に付き添っている、その寝ている人のために自分の人生を費やしている。今の若い方がそのような状況で本当に疲弊している問題があれば、私は正面から取り組むべきものだとは考えます。

しかし、実際ここに書かれている陳情書の中を読みますと、このレスパイト事業というものがどうも補助、お金に特化したものに見えてくるんですよね。だから、村木委員がおっしゃられたのは、それより前にこの制度の問題じゃないかって。このお金よりまずは制度で、その親御さんが、それから御きょうだいがしっかり安らぐことができる時間をつくるための制度をまずはつくるべきじゃないかなと私は考えます。その制度ができて、本当にそれがお金を使って可能なものであれば

補助の必要もあるのだろうとは思いますし、たちまちはこの制度がどうあるべきかというところを考えていかなければいけない問題ではないかなと考えております。

以上です。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 ちょっと誤解があつてはいけないですけど、山名委員のお話の中で、日中一時支援事業があるからこれでいいじゃないかと言ってるわけじゃないんです。いいじゃないかと言ってるわけじゃないんで、そこは誤解がないようにしていただきたい。でも、これ令和7年7月からって、まだ2箇月しかたってなくて、これも保護者からの御要望があつて事業を始めたんです。なんで、その経過も私は見てみたい。もちろん使い勝手が悪いというか使いにくいという御意見もいただきましたけれども、じやあ次のことを頼みますよと言われて、ああ、そうですかということはちょっと、ううん、というところで、これがあるからいいじゃないかということではないです。

あともう一点、皆さんの御意見をお聞きする中で、参考人からの意見の中で、村木委員の質問の中で、単純にこのレスパイト事業に関すること、前後の背景、今言う制度化とかはちょっと別として、これを単純にお願いをしたいという御意見がありました。でも、我々市議会が採択をするというのは、やはりこの陳情を受けて、これが制度化されて実際に使えるものでなければやっぱり意味がない。結局つくったものの使えないじゃないかというのはやっぱり議会としての、議員としての採決する上で重要な責務だと思っております。なので、その前後のこととは別として、これを単純にお願いをしたいという陳情者の思いからいたしますと、我々の前後の背景や立場、制度をつくる、創設するように当局に言う立場としては、趣旨はものすごく分かれます。趣旨は分かる。もう陳情者のお考えはよく分かりましたので、私としては趣旨採択といたしたいなというふうに思っております。これが私の意見でございます。

○溝手宣良委員長 それでは、一通り今意見いただいたんですが、追加で誰か意見がなければですが、ちょっと確認をさせていただきたいんですが。

いろいろ御発言いただいた中で、今萱野委員からは趣旨採択という意見がありました。頓宮委員も趣旨採択でございました。あと、村木委員は、これは趣旨採択という意思でよろしいですか、どういった意思で。できれば挙手をしていただいてから。

村木委員。

○村木理英委員 参考人にもちょっとお尋ねしたんですけど、結局その取り巻く環境が、利用者が十分に訪問看護の看護師を呼べるだけのマンパワーがあつたりとか、そういう環境が整ってるのかどうなのかというのを私一番聞きたかったんです。その答えが出てこなかつたんで、やっぱり訪問看護のほうも疲弊してるんじゃないかなというふうに私は感じたんです。ですから、その制度が仮にできてしまつても、機能しないような制度になるんじゃないかなとか、かえって今度は別の苦情が出てくるんじゃないかなとかということをちょっと心配するわけです。そこのあたりの回答が得られなかつたので、どう持つていったらいいかなというのを考えているのが正直なところです。

○溝手宣良委員長 承知をしました。

小野委員は趣旨採択ですか、はい。

仁熊委員は。

村木委員。

○村木理英委員 もっと言えば、これ趣旨採択にするじゃないですか。問題が浮き彫りになりますよね、多分。利用ができないとか。となつたときに、次の段階の施策をつくれるというか、そういう未来があるかどうかですよね。今この制度をつくって制度設計をすると、市がそういう制度をつくると。その後に、この制度ができたがやはり問題があると。そこでどういうふうにこれを解決するためにまた新たな仕組みをつくっていくとか、そういう未来的な予想というか、予感があればこれもありかなと思うんですけど、その辺のところがあまり自分としては実感がないなというところですね。採択にしてもいいですけど、無責任な採択にならないかなというのが心配なわけです。

○溝手宣良委員長 それでは、改めてお伺いしますが、他に御意見はないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 それでは、ちょっと休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時57分

○溝手宣良委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今いただいた意見では、趣旨採択が多いようでございますが、他に意見がなければ討論を、あればしたいと思いますが、討論はありませんか。

特ではない。今一応趣旨採択、まあ採択の方向という意見とかありましたけど、討論が特になければ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 では、討論特になければ、これをもって討論は終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は趣旨採択とすべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 では、御異議なしと認めます。

よって、本件は趣旨採択とすべきであると決定いたしました。

なお、本件の議決結果に理由をつけなければならないことになっておりますが、その内容につきましては委員長に御一任をいただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長に一任と決定いたしました。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午後 3 時29分

○溝手宣良委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第4号 令和6年度総社市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての審査に入ります。

この際、私より申し上げます。

決算調書を活用しての質疑は、まずは調書のページ数を言っていただき、次に款、項、目、事業名を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いいたします。

それでは、質疑に入れます。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入れます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は認定すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は認定すべきであると決定されました。

認定の審査は全て終了いたしました。

監査委員におかれましては、長時間にわたりありがとうございました。

また、以後の議案等の審査に關係のない説明員の方も、ここで退席されて結構でございます。ありがとうございました。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3 時31分

再開 午後 3 時32分

○溝手宣良委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第51号 総社市放課後児童クラブ施設条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 それでは、議案第51号 総社市放課後児童クラブ施設条例の一部改正に

について御説明をいたします。

これは、常盤小学校区放課後児童クラブの増築施設の完成により定員を変更することに伴い、関係条文の整備を行うものでございます。増築は1部屋40人定員の2階建てで、80人の受入れ増加が可能となるため、定員を改正前の130人から80名増加の210人とするものです。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 これで何年生まで受入れ可能になるんでしょうか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 順宮委員の御質問にお答えをいたします。

常盤小学校区では、現在3年生までの受入れで、既に193名の受入れを行っております。この施設が完成することを見込んで、現在のところ常盤小学校の1部屋を借りて運営しているという状況でございます。この増築で部屋数は増えますが、今後3年生までの受入れに加え、4年生以上の、ニーズによっては全員が、6年生までの受入れが可能となるかどうかというあたりはちょっとまだ不透明な部分はあります。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 すみません、なければちょっと私より。

1点確認なんですが、今のお話で3年生まで、今まで欠席ローテーションがあったんじゃないのかなというふうに思うんですが、これが受入れがたくさんになったから、今後は欠席ローテーションはしなくとも3年生までは全員受け入れられるよと。それで、少し余った部分について他学年にも範囲を広げるという考え方でよいのですか。それとも、欠席ローテーションを残して他学年に広げるという考え方なのでしょうか、その点を教えてください。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 溝手委員長の御質問にお答えをいたします。

欠席ローテーションのほうは、現在のところ保護者がその要望をして、例えば週6日は要らないと、5日でよいというようなときにローテーションをお願いするということをしております。基本的には、まずは3年生までがしっかりと入れるという状況から、順次受入れ学年を増やしていくようというふうにはクラブのほうとは話を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 承知をしました。

他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 現在の1年から3年までが193名で、次年度の1年生のおおよその人数は分かること思うんですけど、そうすると明らかに余裕はないという目算でいいんでしょうか。そこまでは分からぬ。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 順宮委員の御質問にお答えをいたします。

来年度入ってきて、今の3年生が4年生になったときに果たして継続が受け入れられるかどうかというのは、来年度の1年生から3年生までの希望の状況にもよるかとは思います。原則として今3年生までの受入れでしておりますので、それを来年は増設ができるので4年生になっても受入れができますというアナウンスは、今のところはしていないということです。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第52号 総社市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 議案第52号 総社市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして御説明いたします。

この条例は、児童福祉法の改正により、乳児等通園支援事業が新たな市の認可事業として位置づけられたことから、令和7年度中の事業実施に向けまして、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準につきまして、国の定める基準に基づき必要な事項を定めようとするものでございます。

本条例の対象となる乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度は、保育所や認定こども園

などを利用していない0歳6箇月から満3歳未満までの乳幼児を対象に、乳幼児への遊び及び生活の場の提供や保護者への援助などといった乳児等通園支援を提供することにより、利用する乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するものとしております。

条例の内容でございますが、条例本文を御覧ください。

まず、第1条から第20条までは趣旨、定義、乳児等通園支援事業者の一般原則や職員の一般的要件、また乳児等通園支援事業所での内部規程など、当該事業の設備及び運営に関する基準の総則について規定するものでございます。

飛びますが、次に第21条の乳児等通園支援事業の区分につきましては、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とするものでございまして、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等を行う事業所において、当該施設等の定員に空きがある場合に行うものを余裕活用型とし、それに該当しないものを一般型とするものでございます。

次に、第22条は一般型乳児等通園支援事業の設備の基準でございまして、満2歳に満たない乳児を利用する場合には、乳児室又はほふく室及び便所の設置やその面積基準の規定、また満2歳以上の幼児を利用する場合には保育室又は遊戯室及び便所の設置やその面積基準の規定、さらには保育室等を2階以上に設ける場合の要件としまして、建築基準法に規定します耐火建築物または準耐火建築物であることや、常用避難用の階段等の設置などにつきまして定めるものでございます。

続きまして、第23条から第25条につきましては、一般型乳児等通園支援事業の職員の配置基準や事業に従事する職員の規定をはじめ、乳児等通園支援の内容や保護者との連絡について定めるものでございます。

また、第26条の余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準につきましては、保育所などの実施しようとする既存の施設または事業者の区分に応じましてそれぞれ適用になる基準を定めるものでございまして、第27条は第24条及び第25条の一般型乳児等通園支援事業の規定を準用する規定でございます。

なお、附則といたしましては、この条例は公布の日から施行することとしております。

議案第52号につきましては以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 これは国が、こども家庭庁かな、が定めた事業だと思うんですけども、これうちで条例つくりましたよということなんんですけど、まあまあこれからということなんんですけど、対象事業者の見込みなんかは分かってますか。ありますか。

○溝手宣良委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 対象の事業者、事業所ですけれども、今現在市ほうで検討させ

ていただいているのが、つどいの広場、こちらを実施しておりますきよね夢でらす、また山手保健センター、この2箇所での実施を今検討して予定しているところでございます。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 これ、他市ではどういう状況になっているのかという点と、それから利用者の負担額は幾らぐらいを想定しているか、お願ひします。

○溝手宣良委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 村木委員の御質問にお答えしたいと思います。

他市の状況ですけれども、今岡山県内で実施しておりますのが5自治体ございまして、岡山市、笠岡市、高梁市、備前市、そして和気町、この五つの自治体で実施のほうをしております。こちらのほうでは利用登録、利用者の受入れも実際行っているところでございまして、利用登録が例えば岡山市であれば利用登録364人の今現在利用登録がございまして、そのうち月で言えば大体利用者が18.5人の利用という形となっておると聞いております。あと、高梁市で言えば、こちらのほうでは利用登録のほうが6人の利用登録をしている状況でございまして、実際利用者数はこの6人全てが毎月利用しているというふうに聞いております。

また、利用者負担のほうなんですけれども、一応利用者負担のほうは国が定める金額、こちらのほうを準用させていただきまして、1時間当たり300円の利用負担というふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 先ほど、実際やっていくのをつどいの広場の2箇所というふうにはお聞きしましたが、これ今試行期間だったかと思うんです。来年度から、来年度の4月からは本格運用ということでおるんですけども、これはもうその来年度の4月以降もこのつどいの広場で行っていくというふうな考え方であるのかというところと、あとこれ一般型と余裕活用型というのがあって、総社市の今の状況ではかなり余裕活用型というのは難しいかもしれないんですけど、そういったところを保育所であるとか認定こども園であるとか、そういったところには委託ができるかどうかの打診というのは、それも行っていただいてたんですかね。

○溝手宣良委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 山名副委員長の御質問にお答えしたいと思います。

こちらの実施ですけれども、今年度は試行的な実施ということでさせていただいておりまして、つどいの広場2箇所での実施を検討させていただいております。来年度の給付費になりまして本格実施というところでございますが、来年度におきましてもちょっと期間的なもの、時間的なものも

ちょっとタイトなスケジュールになってくると思いますので、今のところはつどいの広場を来年度以降も継続した実施、こちらのほうを考えております。

また、保育所とか、幼稚園とかですかね、どちらのほうでの実施、余裕活用型の実施というところも今御意見ございましたが、今現在大変待機児童のほうも多く出ておるところでございます。そういういたところも配慮させていただきながら、待機児童のほうがある程度減少してくれれば保育所での実施というのも検討させていただくということも考えないといけないかなというのも考えておりますし、実際総社市保育協議会の理事会のほうでも、こちらの誰でも通園制度につきましての御説明と御希望、どちらのほうも取らさせていただいているような現状がございます。ただ、どこの保育所につきましても定員以上の弾力的な受入れをしていただいておりますので、なかなか現状難しいというような回答をいただいているところはございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 分かりました。ちょっと認可の保育所ではなかなか難しいというふうな、その御判断かなとは思います。ただ、つどいの広場のほうでもやはりこれいつから、この公布されてから実施をするということで、大体何月からの実施を目指しているのかというところと、後はそのつどいの広場はその2箇所なんんですけど、それぞれにほかの利用の方とかもいらっしゃって、そこの中というのをどういう運用をしていくのか。そのそれぞれの定員、これ以上はもう無理なのでというようなそれぞれの設定をされているのか、そこら辺の話合いもしっかりとできておりますでしょうか。

○溝手宣良委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 山名副委員長の再度の御質問にお答えしたいと思います。

時期的なものは、一応年内中を予定しております。早ければ11月か、遅くとも12月頃には実施のほうを検討させていただいているところでございますけれども、どちらのほうにつきましては相手方との協議、また内部での協議をさせていただいた上で、時期のほうは設定していきたいと考えておるところでございます。

また、つどいの広場での実施ですが、今現在親子での交流の場所という形でつどいの広場のほうは実施しておるところでございますが、そちらとはまた別の部屋を確保させていただきまして、必要に応じて実際つどいの広場を利用されている親子の方とも交流しながらそういった集団性を高めていくというところで保育のほうを実施していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、しばらく休憩します。

休憩 午後3時49分

再開 午後3時49分

○溝手宣良委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第62号 令和7年度総社市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

こども課長。

○木田美和こども課長 議案第62号 令和7年度総社市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会の所管に属する部分につきまして御説明させていただきます。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、便宜歳出から御説明いたしますので、予算書の14、15ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第16目諸費、第22節償還金、利子及び割引料14万5,000円の増額につきましては、前年度決算に伴う介護保険料低所得者軽減事業に係る国庫負担金等返還金でございます。

続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、第5目障害福祉費、第12節委託料396万円の増額につきましては、医療費助成のオンライン資格確認の先行実施に伴うシステム改修委託料でございます。

続いて、第6目老人福祉費、第10節需用費522万5,000円の増額につきましては、山手福祉センターの消火装置故障等に伴う修繕料でございます。

続きまして、同款、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、第12節委託料200万円につきましては、昨今の物価高騰による燃料費等への影響を鑑み、またサポーターの成り手確保のために令和8年度より利用料金の増額改定が必要と考え、令和7年については経過措置として同行サポート及び通常サポートの委託料増額相当分を計上するものでございます。続いて、第18節負担金、補助及び交付金926万円の増額につきましては、令和8年4月開所予定の小規模保育事業所の設置に伴う施設改修に係る保育対策総合支援事業費補助金を計上するものでございます。

続きまして、第2目児童措置費、第12節委託料132万円の増額及び第3目母子福祉費、第12節委託料132万円の増額につきましては、小児医療費及びひとり親家庭等医療費助成のオンライン資格確認実施に伴うシステム改修委託料でございます。

第2款総務費、第3款民生費については以上でございます。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 続きまして、第10款教育費について御説明いたします。

16、17ページを御覧ください。

第1項教育総務費、第2目事務局費、第3節職員手当等4,400万円の増額につきましては、普通退職者の退職手当を計上するものでございます。

同項、第3目教育振興費64万7,000円の増額につきましては、県からの委託事業であります学校管理職マネジメント力強化推進事業について、清音小学校が実践校となったため、事業実施に伴う講師の謝金、物品の購入などの事業費を予算計上するもので、内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

第2項小学校費、第1目学校管理費、第10節需用費2,250万円の増額につきましては、エアコンが未設置であります九つの小学校の家庭科室へエアコンを設置しようとするものでございます。

第3項中学校費、第1目学校管理費、第10節需用費750万円の増額につきましては、昭和五つ星学園義務教育学校フロンティアキャンパスの特別教室へエアコンを設置しようとするもので、第12節委託料1,400万円の増額につきましては、総社中学校、総社西中学校2校の体育館へ設置する空調設備の設計を行うものでございます。

同項、第2目教育振興費200万円の増額につきましては、部活動の地域展開及び地域連携を推進するため、地域部活動支援員等に係る経費を増額しようとするものでございます。このうち、第7節報償費175万円の増額につきましては地域部活動支援員等の増員に伴う謝金等で、第11節役務費25万円の増額につきましては地域クラブ参加者等へのスポーツ安全保険の掛金等でございます。

続きまして、18、19ページを御覧ください。

第6項保健体育費、第3目体育施設費、第12節委託料180万円の増額につきましては、安全管理のため清音ふるさとふれあい広場に防犯カメラを設置するための設置委託料でございます。

歳出のうち、本委員会の所管に属するものについては以上でございます。

○溝手宣良委員長 財政課長。

○岡 真里財政課長 次に、歳入について御説明いたしますので、10ページ、11ページにお戻りください。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目民生費国庫補助金、第1節社会福祉費補助金、説明欄1行目、重層的支援体制整備事業交付金15万4,000円の減額につきましては、こども家庭庁の所掌に属する補助金からの交付となったため、少し飛びまして第4目衛生費国庫補助金、第1節保健衛生費補助金の説明欄2行目、妊婦のための支援給付事業費補助金に組み替えます。

同じく第16款県支出金、第2項県補助金、第3目民生費県補助金7万7,000円の減額につきましては、第4目衛生費県補助金へ組み替えるものでございます。

第3目民生費国庫補助金に戻りまして、説明欄2行目、地域診療情報連携推進費補助金から第10目教育費国庫補助金、第3節中学校費補助金まで及び第16款県支出金、第3項委託金につきましては、歳出で御説明いたしました事業への国、県からの支出金でございます。

12、13ページを御覧ください。

第18款寄附金、第1項寄附金、第10目教育費寄附金100万円につきましては、学校教育指定寄附として先般20周年記念式典の際御講演いただきました日本製鉄株式会社代表取締役社長兼C O O、今井正様から頂戴した寄附金でございます。

第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、第4節雑入のうち、説明欄二つ目、スポーツ活動等普及奨励助成事業助成金250万円につきましては、公益財団法人スポーツ安全協会からの部活動の地域クラブ化に対する助成金でございます。

第22款市債、第1項市債、第10目教育債700万円の増額につきましては、中学校体育館等への空調設備設置設計業務において、財源として起債を計上するものでございます。

続きまして、第2条、地方債の補正について御説明いたしますので、4ページへお戻りください。

第2表地方債補正（変更）につきましては、中学校体育館等空調設備設置に伴うもので、歳入予算の補正に伴い、市債の借入限度額を増額するものでございます。なお、起債の方法、利率償還の方法につきましては変更ございません。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 では、この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、まずは調書のページ数を言っていただき、次に款、項、目、事業名を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 調書の11ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費ですね、事業名がファミリーサポートセンター経費。これ8月から利用料金を値上げをするということは、これは理解できるんですけども、なぜ市は増額部分を補填してまで今のタイミングで料金改定をするということは、何か意図はあるのか。どういう意味なのか教えてください。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 村木委員の御質問にお答えいたします。

料金改定につきましては、昨今の物価高騰によるガソリン代高騰もあり、提供会員の負担も増え

ているということを委託先から聞いているところでございます。

補正予算計上のはうにつきましても、委託先の実績をベースに積算をして、補正予算を行い、年度途中の料金改定についてはやはり市民の混乱を招くというふうなこと、それから周知も徹底する期間が必要であることということで、こちらのはうは今年度につきましては市が補填をし、令和8年度については利用者負担、受益者負担ということでの制度としてやっていくということを考えております。

また、8月からというのではなく、4月1日に遡って実績ベースで委託先には実績報告を挙げていただき、補正予算が議決されればそのように4月からの支払いという形でさせていただくということを考えております。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 事業所側から、経費がかさんでるのでこれを何とかしてほしいというところから話が始まってるのですか。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 村木委員の再度の御質問にお答えします。

事業者側から経費がかさむというのではなく、提供会員の成り手が確保が難しい。自分の車に乗せて児童の同行サービスというのは、行き帰りの送り迎えというふうな2回自分の車に乗せてサービスの提供のはうをしていただくというところで、なかなか成り手、昨今のガソリン代高騰というところで、非常に精神も使いますし、成り手が難しいというところを委託先からは聞いているところでございます。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 送り迎えをする方が精神的な負担が大きいから、そこでその入りの部分を増やす必要があるという判断になったということですか。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 同行サービスのはうで送迎するに当たっては、その精神的負担もあるのはあるんですけれども、やはりガソリン代高騰で自分の車を出して送迎のはうを、お子さんを安全第一にサービスのはうを提供、送り先のところまで送っているというふうなこともありますので、精神的負担はあるのはあるんですけども、実際は燃料費、ガソリン代が高騰しているというところの負担というのを考えてほしいというふうなことは委託先から聞いているところでございます。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 ガソリン代が高騰しているのが精神的な負担だということですか。その経費を利用者のほうに転嫁するということが、4月からという年度の変わり目じゃなくて早めにする必要があるので市が補填したという考え方ですか。ストーリーとしてですよ。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長　村木委員の御質問にお答えいたします。

私が精神的負担があるというふうな答弁をいたしましたが、この利用料金の改定、増額の改定の本来の趣旨は、昨今の物価高騰によりガソリン代が高騰しているため、その成り手不足というふうなところもありますから、その部分を年度途中で料金を上げるというふうなことは非常に市民のほうにとては混乱を来たすことになりますし、周知には時間かかるということになります。そのことで今年度は市が補填をして、次年度からは要綱改正、それから周知徹底をして受益者負担ということで利用改善のほうと制度としてやっていくものでございます。

○溝手宣良委員長　村木委員。

○村木理英委員　結局その送迎する方の成り手が確保できないと。結局ガソリン代も高くなるし経費がかさむから、自分の車を出すのにもうそういうことをやってられない、もうやめてしまうと、やめたいと。そうすると事業所が困るから何とかしてほしいということを市に相談を行ったと。そこを何とか市が仲を取り持って、利用者の負担額を上げるという体を取って、しかしそれが周知に時間がかかるから来年4月からという段階でやりたいんだけど、もう今すぐ手を打たなければ緊急事態が発生してはいるような意味合いですか。いかがでしょうか。

○溝手宣良委員長　こども課長。

○木田美和こども課長　村木委員の再度の御質問にお答えいたします。

村木委員のおっしゃるとおり、確かに提供会員がいなければ市民にサービスを提供することが成り立たなくなる、提供会員、依頼会員の相互援助活動というのがこのファミリーサポートセンター事業の活動という形になりますので、その部分を今年度については年度途中というところで市が補填をして、次年度は受益者負担として制度のほうをやっていきたいということでございます。

○溝手宣良委員長　村木委員。

○村木理英委員　結局、人員の確保というのは大変今難しい問題で大切な問題ですよね。だから、今回補正予算が出されてますけど、場当たり的な形になってしまふとまた何らかの手でやっていかなきゃいけないというふうになりかねないから、やっぱりその人員を確保するという制度ですね、どこが本当に一番足らないのかということを十分に把握して手を打つということが必要じゃないかと思うので、そういう方向性で事業の継続を指導していただきたい、このように思います。

○溝手宣良委員長　こども課長。

○木田美和こども課長　村木委員の再度の御質問にお答えいたします。

御意見ありがとうございます。このファミリーサポートセンター事業の相互援助活動は、本当に市にとっても大事な事業というふうに考えております。やはり成り手不足、人員確保というところをしっかりと現場も見ながら、意見もお聞きしながら、募集等も市のほうも確保していくように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○溝手宣良委員長　他に質疑はありませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 すみません、村木委員と同じくそのファミリーサポートセンター経費に関してです。この今補正予算で挙がってますこの200万円というのが、言えば来年度、一時サポートも同行サポートも、病児サポートも全て100円値上がりするということでいいですか。この100円値上がりする、これはもう来年の4月から、これまた条例改正とかいろいろあると思うんですけども、そこで変わっていくと。その変わる前なんですけども、この100円が値上がりする分も今年度の、今提供会員がその100円値上がりした分を今年度にも受け取りができるというこの補正予算で。それはこの令和7年度のこの4月から、これが議決されれば4月から来年の3月の末までの方になるというふうな認識でよろしいですか。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○本田美和こども課長 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

この利用料金100円アップは、通常サポート、同行サポート、ほかの病児サポートも全て100円アップという形でやってまいります。この補正予算の議決が通ったならば、提供会員のほうに遡って令和7年4月から令和8年3月、実績報告を挙げてくださった上でのお支払いのほうをする予定になっております。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 すみません、今のファミリーサポートセンターの件ですけど、その補填の分で200万円の計算を、例えば100円値上げで100円で割ると、この半年で2万回送迎という計算になる。計算の仕方、違いますか。そうすると、年間何千件あったかな、何かすごい大盤振る舞いしてするような気がするんですけど、違いますか。計算の根拠ももうちょっと教えていただいたら。

例えば、ほかにも障がい児とか高齢者とか送迎サービスやってるところもありますけど、同じように、ここはファミリーサポートセンターはN P O法人保育サポート「あい・あい」がやっている。総社市がお願いしてやってる事業ではあるんですけど、そういうところも、あそこがしてくれるんならうちもというような案件には絶対ならない。うちが委託してお願いしている分だから、いわゆる公共事業という感覚でいいんですか。

物価高騰と言いますが、ガソリン代は一旦値上がりしましたけど、下がりましたよね、国の支援策で今170円、一旦180円になりましたが今170円に下がってるので、まあこの半年どうか分かりませんけど。気持ちは分かるんですけど、何か簡単にオーケー出したなという感じはするんですけど。計算の根拠を教えてもらえますか。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○本田美和こども課長 頓宮委員の御質問にお答えいたします。

同行サポートにつきまして、7,500件掛ける2回の100円アップということで150万円、通常サポートについては5,000時間掛ける100円の50万円ということで補正予算を計上しております。

令和6年度の実績でいいますと、同行サポートのほうが7,379件ありました。通常サポートのほうも、それより下回る件数ではありましたが6,630件というふうなところで、こちらの件数についても実績ベースを念頭に入れた積算をしているというところでございます。

あと、この利用料金というのはファミリーサポートセンター事業の運営委託料とはまた別のもので、依頼会員がサービスを受けたら提供会員にお礼の気持ち、謝礼という形での利用料金を支払っているものになりますので、その公共事業というふうなところ、市の委託事業の中にファミリーサポートセンター事業の中に相互援助活動はあるんですけれども、この利用料金については委託料には一切含まれていないもので、実際は依頼会員が提供会員に支払うものという形になっております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 頤宮委員。

○頤宮美津子委員 すみません、細かくて。今7,379件掛ける2回と7,500件掛ける2回でほぼほぼ、ちょっと若干少ないけれどというんですけど、その7,379件掛ける2回は1年分、半年。これから令和7年度の追加補正ですから、あと半年分だから、昨年の。4月に遡って。分かりました。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 同じくなんですけど、結局これ私が過去言ったやつですわ。結局同行サポートが今500円で通常サポートが700円ですよね、違ったかな。たしか4年前だったと思うんですよ、こんな700円なんかでこの物価高騰、ガソリン代じゃなくて物価高騰によって最低賃金も上がってますわね、10月になったら1,000円ぐらいになって、こんな700円で誰がやれるかと、提供会員はですよ。やれんわということなんだと思う。だけれども、提供会員じゃなくて利用会員が、じゃあそれがほんなら800円、100円上げてというたら900円になってとか、最低賃金まで上がったら利用がしづらいということで、と言ながらも現在の賃金上昇や、まあ物価高騰に伴う賃金上昇だったと思うんです。そういうことでいいんですよね。結局700円が800円になり500円が600円になるということで提供会員の負担軽減、安い給料で精神的な負担が多いというのは、安いことで子どもを送迎しているということで多分課長は精神的負担というふうにおっしゃったんですけど、そういうことでいいですか。それで、金額はどのようになるかということと、私が言っていることがそうだということであればそうだと言っていただきたい。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 萱野委員の御質問にお答えします。

今まで、平成14年7月にファミリーサポートセンターを設置し、設立当初から利用料金は通常料金が700円、同行サポートのほうが500円というふうなことでやっていったところでございます。利用料金の改定についても、議会等でも質問のほうがあったところでございます。総社市としても他市の状況も見ながら、それから最低賃金につきましてはあくまでも参考にはいたしますが、適用されるものではないというふうに考えております。

萱野委員おっしゃられたように、やはり高くなると利用しにくい。それから、逆に安いとか無料であると制度を乱用されてしまう。同じ人がずっと継続的に使うと、新規の方が使いにくいというふうな面も出てきます。そういう面で他市等の状況等も見ながら据え置いてきたわけではありますけれども、先ほど物価高騰のガソリン代の高騰ということで、確かに4月の段階では180円ぐらいだったと思うんです。それがちょっと値下がりしましたけれども、また上昇しているというような現状もございます。そういうところも鑑みて、サポーターの成り手を確保するために利用料金設定を100円アップということを今回補正予算で計上させていただいたところでございます。萱野委員のおっしゃられるとおりでございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 調書の10ページ、第1款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、私立保育所助成事業、この小規模保育事業所が決定をしましたということで、この改修なんですが、これ今1者が決定してこれが改修の費用が挙がってきたわけですが、その改修の内容について、もし分かる範囲であれば教えてくださいというのと、あとこれ本来であれば2者決定だったんですが、多分1者の方が辞退をされたというふうには見ております。これまた募集を再開していくのかというところと、これが来年度に間に合うのか。これ本当に令和8年度4月から始めますというふうには、特に小規模保育事業所に関してはうたっているわけですので、これが間に合うのかというところをお聞かせください。

○溝手宣良委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 山名副委員長の御質問にお答えしたいと思います。

まず、こちらの改修の内容ですけれども、今現在実施しております場所、こちらが予定している場所が今現在あおぞら保育園といいまして、そちらの場所のほうで予定しているところでございます。こちらのあおぞら保育園のほうが今年度末で今行っております認可外保育施設、こちらのほうを廃園させていただいて、来年度からはこちらの小規模保育事業所を別法人がするというような流れになっているかと思います。こちらの改修なんですけれども、今現在行っております認可外の保育施設で、ちょっと今回認可の保育所となりますので、そちらの基準に見合ったような改修をしていくということで聞いておるところでございます。基本的には1階を保育スペースという形で聞いておりますので、事務室であるとかといった職員室的なものを2階に上げる、また調理室的なものも2階に設置するというような改修の内容ということで聞いております。

こちらなんですけれども、一応2者を当初は予定しておりましたが、このたび1者が辞退したというところもございまして、今現在再公募をさせていただいてるところでございます。こちらの再公募、今募集しておりますけれども、こちらのほうもそういった改修の経費が必要となる場合もあるかと思うんですけども、そちらにつきましては今現在市のほうでも再公募は実施する想定はございませんでしたので、国等にそういった補助の内容も確認したところ、こちらの補助金のほうが

今締め切られておりまして、こちらの2者目の今現在再公募をしているところがもし改修が必要となつた場合には補助がなかなか厳しい、補助の対象とならないというふうに今現状なつているところでございます。ただ、市としましても、事業所が改修を必要となれば、そうしましても全く補助が出ないということも一応お伝えはもちろんしていこうということで今対応のほうをしているところでございます。ただ、国へ要望を、こちらの追加募集ができないのかどうか、国へ一応再度、市としましても全く何もしないというわけにもいきませんので、本当に追加募集ができないかどうかというのは国、県のほうにもこちらのほうは早急に確認をしていきたいと考えている現状でございます。

あと、すみません、スケジュール的なものですね。令和8年の4月1日に間に合うかというところで、こちらのほうも今事業者のほうといろいろ協議をさせていただいております。ただ、現行、今認可外保育施設を実施しておりますので、なかなかそういった工期、そういったスケジュール感、そういうものが非常にタイトになってくるかと思いますので、そのあたり4月1日の開園に間に合いますよう市のほうも事業所と協力しながら進めていきたいとは考えているところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 山名委員と同じところなんですかけれども、あんましもう一者のこと聞くとこれは予算と違ってくるんですけど、ちょっと今聞いてて腹が立ってきたなど、正直ね。はあ?、という話ですわ。あまりこれ言うと外れますけれど、ちょっとこれどうかなと。教育長の思いも聞きたいなというところであります。

あと、今やってる事業所は、たしかあそこは調整区域でどうたらこうたらと、事業をやっていくのが難しいよという話だったと思うんですけど、今回公の認可ということでそこの土地規制の問題は可能なのかということと、あとあおぞら保育園、今課長言われたように園児がいる中でこれだけの900万円の工事をやっていくとなれば、工期もさながら、やっぱり園側も心配しているんですね。それをどう、今の園児を3月末まで保育をしながらこの改修工事を行っていくんだというところを本当に心配されてて、そこらもやっぱり工期だけではなく、まあ工期があつての工事の内容だとは思うんですけど、そこをどのように本当に丁寧にしていかれるのかというところを改めてお聞きをしたいと思います。3点。

○溝手宣良委員長 教育長。

○久山延司教育長 辞退があったことについての私の考え方ということだと思いますが、一言で言って極めて残念でございます。待機児童を解消する、特に1歳、2歳の待機児童を解消するということでこの小規模保育所を令和8年度に間に合わせるということでこのスケジュールで、かなり大変なスケジュールだと思うんですが、募集したところ応募してくださった、そこが辞退されたという

ことで本当に残念ということでございます。それをずっと言つとっても仕方ないので、もうとにかく次の手を打つということで再募集したところでございます。我々としては、新たなところが応募してくださることを願っております。

以上です。

○溝手宣良委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 萱野委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、今の現時点での土地、あの場所ですよね、そちらで可能かどうかというところですけれども、認可の保育所、このたび小規模保育事業所は認可の保育所となりますので、認可の保育所であれば調整区域であってもそちらのほうは実施のほうは可能であります。

もう一つ、工期につきまして、今現在3月末まで園児の方が十数名おられます。そういういたところも現行のあおぞら保育園を管理している法人と、このたび決定となりました雪舟福祉会、そちらのほうとで協議は行っているところでございます。市としましてもある程度補助金等のそういう対応もしていかないといけないというところももちろんございますので、そちらの両法人と、またもちろんそこへ通っている園児がきっちり3月末まで通えて、その後のこととももちろんありますので、そういうことも含めまして市のほうも協力させていただいて円滑に進めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 調書の21ページ、第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、小学校施設維持管理経費、エアコンのことと、その次の21ページにもかかってきます、第10款教育費、第3項中学校費、第1目学校管理費、中学校施設維持管理経費、ここも同じくエアコンなんですが、まちやんと小学校のほうなんです。これが9校分の家庭科室のエアコンを設置しますよというふうに挙がっております。この9校分をつけたことで全ての小学校の家庭科室、特別教室にエアコンが設置されることになるのかというところと、あと中学校のほうなんですが、これ今中学校は2校分体育館、総社中学校と総社西中学校にこれから設計委託費を計上しますよということなんですが、ほかの学校に関してもこれはまた今後考えられていくのかというところと、これがまたこの中学校のほうは国庫支出金が700万円ついておりますが、小学校の特別教室のほうは全くその国庫支出金とかはついてないんですが、これはもう補助金の対象にはならない、もうこの中学校の体育館だけが対象になっているというふうに見てよろしいんでしょうか。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

まず、小学校の特別教室、それから中学校体育館、そのあたりの御質問だったかと思いますけれども、ちょっと全体的な今回計上したこちらの意図といいますか、そちらから御説明させていただ

きます。

まず、中学校の体育館でございます。これはこれまでも一般質問で体育館の空調設置はしないのかというふうな御質問を何回もいただいておりまして、その中で6月定例市議会の一般質問で、体育館、まずは中学校からやっていくという答弁をさせていただいたところでございます。

今回小・中学校、ちょっと全体的なバランス、本当でしたら一度にしたらいいじゃないかということもありますけれども、やはり予算的なこと、それから人員的なこともございますので、まずは小・中学校のバランスを考えまして、中学校をまず半分の2校分、体育館に設置しようというふうに考えております。今回総社中学校、総社西中学校の2校でございますけれども、これにつきましてはまず総社東中学校、総社西中学校という比較的規模の大きい学校と、それから総社中学校、昭和五つ星学園義務教育学校というどちらかというと規模が小さい学校でちょっと分けまして、その中でまず中学校につきましては総社東中学校は今は特別教室全部屋エアコンがついております。そういうこともございまして、まずは総社東中学校と総社西中学校では総社西中学校の体育館のほうにつけようと。それから、総社中学校、昭和五つ星学園義務教育学校につきましては、総社中学校は防災倉庫もありますし、地区の防災拠点という位置づけ、避難所としての位置づけもございますので総社中学校につけようということでございます。昭和五つ星学園義務教育学校のほうですけれども、特別教室にエアコンついておりませんので、そちらのことともしていこうと。まず、中学校の体育館からということなんですねけれども、小学校の体育館、これからどうしていくかというのは検討していかないといけないんですけども、まずは小学校の特別教室はしていこうということでございます。

今回、家庭科室で9校分予算計上いたしましたのは、家庭科室についてはその残り9校にエアコン設置をすれば全ての学校で整備ができると。小学校の特別教室で申し上げますと、図工室があと残ってしまいます。図工室につきましても来年度以降早急につけたいなという考えは持っているんですけども、それはまた当初予算のほうで御相談させていただければというふうに思いますけれども、山名副委員長の御質問にありました、小学校これで特別教室全部つくのかという御質問につきましては、図工室が残るということでございます。

それから、補助の関係でございますけれども、こちらにつきましては小学校の特別教室の空調設備につきましては1校当たり最低の整備費用というのがありますし、ちょっとそこで補助対象に合致しないこともあります。今回補助申請を国のほうにもさせていただいているのは中学校の体育館の設計委託料、その部分でございます。

以上です。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 分かりました、ありがとうございます。あと図工室がちょっと残っているということで、これは多分今後のことになるとは思うんです。

中学校の体育館の分なんですけど、設計の委託料にちょっと国の補助金が出るということで、こ

れ実際設置するとなったときに、これは有利な補助というか、その対象というのも、これはもちろん使っていく予定ではあるんですか。

それプラス、先ほど言われました小学校も、これ中学校もあれば小学校もあるということで、このところというのも今後は考えていく部分としてあるのかなという、先ほどワードも出ましたんで、その部分を質問させていただきます。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 山名副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

今回設計のほうに充てております補助金につきましては、今文部科学省が体育館の空調設備の設置というのをかなり進めておりまして、空調設備整備臨時特例交付金という補助金でございます。補助率が2分の1とかなり有利な補助金でございまして、来年度以降また当初予算で御相談させていただくことになると思いますけれども、体育館の空調設備の工事に関する経費につきましてもそちらの補助金を充てていきたいというふうに考えております。

それから、小学校の体育館でございますけれども、まずは4中学校への体育館への空調設備設置をしたいというふうに考えております。以前山名副委員長のほうから一般質問でも御提案のありましたスポットエアコンでございますけれども、今中学校では固定式のエアコンを考えております。一般質問の答弁でも、小学校はスポットエアコンでというふうなこともちょっと申し上げたかもしれませんけれども、実際の費用についてはスポットエアコンのほうが確かに優位ではあるんですけども、冷房効果等いろいろ考えたときにそれでいいのかというふうな部分もございますので、どういった方式を小学校について取っていくのかというのはちょっと今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 すみません、後追いで。

同じく中学校施設整備維持管理費の中学校の件なんです。たしか総社西中学校は現在特別教室が三つあって、エアコンを二つかな、今つけてるのかな、つけ終わったのかな、この夏までに。私が心配しているのがキュービクルのことなんです。今まで特別教室がなくても普通教室のみでも容量が足りないよということで、温度設定や使用の仕方を総社西中学校は気をつけ気をつけやってたんです。今回この特別教室に二つつくということで、たしか今年度はキュービクルも変える、キュービクルも容量の大きなものに変えるということだったと思うんですけど、結局これになってくると体育館もといえば、その設計委託料の中でこれから計算していくんでしょうけど、結局特別教室に二つきましたよと、涼しくなりますよと言っていただいてもいいんだけれども、果たして性能を十分に生かした使用ができない期間が、やはり体育館、特別教室に二ついたとしてもキュービクルの容量が足りないので結局は使いづらい状況が続くということでいいんですよね。

もう一点、ちょっとずれてたらごめんなさいね。総社東中学校は特別教室も全部つきました。多分そのときにキュービクルも容量を大きくしたんでしょうけど、また今後体育館をつけるに当たって、またほんならキュービクルの容量が大きくなる予算がかかってくるということでいいんでしょうか。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 萱野委員の御質問にお答えいたします。

総社西中学校のキュービクルでございます。こちらにつきましては先ほど萱野委員からもありましたけれども、今年度特別教室のエアコン設置に伴いまして予算は計上させていただいております。ただ、来年度以降、総社西中学校の体育館にエアコンをつけるということで、二重にはしたくないという気持ちも一方でありますし、予算の使い方としてですけれども、ですので今年度、今からこの補正予算が可決された後ですけれども、設計のほうを委託をした中でいろいろな検討をさせていただこうと思っております。こちらが今考えているキュービクルの増設の中で体育館のエアコン分も賄えるようであれば、今年度もうキュービクルをやってしまおうというふうに考えておりますけれども、それでは十分足りないということであれば、その予算はちょっと一旦留保をさせていただきまして、来年度工事のほうで一緒に整備をしていこうかなというふうに今のところ考えております。今の段階でどちらにするということはちょっと言えないという状況でございます。

それから、同じく総社東中学校でございますけれども、萱野委員からお話ありましたように、総社東中学校もキュービクルを増設しております。こちらについてはもうつけてしまっていますので、今後設計の中で容量等をまた検討して、その中で必要であれば、必要であればといいますか、電気のエアコンをつけるのであればキュービクルの増設が必要になってくるかもしれませんし、選択としてはガスというのもありますので、そのあたり比較検討してどういったものにするのか検討していくかというふうに思っております。

以上です。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 調書の25ページ、第10款教育費、第6項保健体育費、第3目体育施設維持管理経費、これ清音ふるさとふれあい広場の防犯カメラの設置という話ですけども、これ先日大変痛ましい事件があったということも、事故というね、これもあったということも認識をしております。ただ、ちょっと確認をしたいんですけども、清音ふるさとふれあい広場には防犯カメラは一基もなかったんですかね。今回これ8台をつけるということなんですが、この防犯カメラに関してリアルタイムで見れるような、言えば管理室から分からんですけど監視の部屋があって、そういうところでリアルタイムで見れるものなのか、そうでなく、何かよくあったりするのがSDカードが入ってあって、それを取って中身を確認していく。これってその初動のときというの、もうこういうことが起

きないのが一番なんですけども、例えばそういう確認する場合にどういったふうにできる機材なのかというのを確認させてください。

○溝手宣良委員長 スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 山名委員の御質問にお答えいたします。

今現在、清音ふるさとふれあい広場には1台監視カメラがあります。場所としては第1駐車場、管理棟の横の、テニスコートの横の駐車場ですけど、その入り口のところに1台あったというところでございます。

今回、ほかの施設と違って池もあり、山へ入るところもありということもあって、指定管理者とどこへつけるのがいいのか御相談させていただいたところ、今回8台になったと。それぞれの駐車場を映すところであるとか山側、それから池、大型遊具のところ、それぞれこういうところに必要だというところで8台を計上させていただいているというところでございます。

どういう使い方になるかというところですけど、モニターカメラで撮ったものというか映ったものが管理棟の中でライブ映像としても見れます。それをSDカードの中に保存もできるという運用を今考えているところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 なければ、すみません、私より1点のみ。

調書の23ページ、第10款教育費、第3項中学校費、第2目教育振興費の部活動地域移行推進事業なんですが、ここに火災保険料、要は保険料ですね、地域クラブ参加者保険加入とあるんですが、これ部活動ですよね。部活動だけど、これ生徒も新たに保険に入らにやいけんのんですか。これだけ教えてください。

部活動改革推進室長。

○矢吹慎一部活動改革推進室長 委員長から御質問いただきました火災保険料でございますが、こちら地域クラブへ加入した生徒と、あとは指導者の保険料でございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 だから、すみません、その地域クラブに加入だけど、部活動なんですよね。ふだん土日、祝日じゃなくて、もうこれ完全に平日もずっと地域クラブでされるんですか。だから、部活動のくくりなんですよね、でもこれ。あくまでいくら地域クラブと言っても部活動なんじやないですか、この部活動の地域展開って。だけど、保険には別に加入せにやいけんのんですか。

部活動改革推進室長。

○矢吹慎一部活動改革推進室長 委員長から再度御質問いただきまして、部活動の休日の活動を地域クラブとして活動しようというものでございまして、平日は部活動、休日は地域クラブとして活動しようとすることになりますので、地域クラブで活動する際は災害保険に加入、別途するという

ものでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 その御答弁の意味は分かってるんですが、でもその地域展開をするから土日、祝日に地域クラブでするんですよね。だから、部活動ですよね。もう部活動じゃなくなるんですか、その土日、祝日はもう部活動じゃないんですか。

部活動改革推進室長。

○矢吹慎一部活動改革推進室長 性格的に土日、地域クラブとした場合は、学校部活動ではございません。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 ということは、現在はこの程度ですけど、最終的には全ての曜日がこうなるんだから、中学校でこういうことをすることになると別途保険料も払わなければならない。現在はこの保険料を市で負担してるけど、将来的には生徒がそれを負担するようになるんですかね。今この補正予算で聞くことじゃないかもしれませんけど、すみません。

部活動改革推進室長。

○矢吹慎一部活動改革推進室長 再度委員長から御質問いただきました。

今回地域クラブに入った参加者には、全て市で現在は保険料も払っております。将来的に保護者負担というのをどうしていくかというのも検討課題と考えておりますので、今後検討したいと思います。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 承知をいたしました。

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

ちょっと暫時休憩します。

休憩 午後 4 時48分

再開 午後 4 時59分

○溝手宣良委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

次に、議案第65号 令和7年度総社市介護保険特別会計補正予算（第1号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 それでは、議案第65号 令和7年度総社市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

今回の補正予算は、令和6年度の介護給付費負担金等の額及び繰越金が確定したことに伴うものが主なものでございます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,581万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億4,981万7,000円とするものでございます。

便宜歳出から御説明いたしますので、予算書の10ページ、11ページを御覧願います。

第4款基金積立金につきましては、前年度決算による剩余金を介護給付費準備基金に積み立てるもので、6,422万4,000円を増額するものでございます。

第8款諸支出金9,159万4,000円の増額につきましては、前年度の保険給付費等の確定により超過交付となった国庫支出金等を返還するものでございます。

第9款予備費1,000円の減額につきましては、予算調製によるものでございます。

継ぎまして、歳入について御説明いたしますので、8ページ、9ページへお戻り願います。

第5款支払基金交付金633万5,000円の増額は、前年度の介護給付費の確定による社会保険診療報酬支払基金からの追加交付分で、第9款繰入金633万5,000円の減額は、その追加交付により基金からの繰入れを減額調整するものでございます。

第10款繰越金につきましては、令和6年度決算額の確定により1億5,581万7,000円を増額するものでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝手宣良委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝手宣良委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引上げを図るための2026年度政府予算に係る意見書採択の請願についての審査に入ります。

本件について、当局から御意見等があれば御発言願います。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 それでは、請願第2号につきまして、特に下記の主な項目に関しまして御説明をいたします。

初めに、学級編制についてです。

令和7年度現在、小学校は35人以下、中学校、高等学校は40人以下の学級編制となっております。小学校は令和3年度から毎年1学年ずつ順次移行し、本年度、令和7年度をもって全ての学年が35人学級となりました。令和8年度からは中学校で毎年1学年ずつ35人学級に移行し、令和10年度には中学校全ての学年が35人学級となる予定です。

現在、中学校では40人学級ですが、総社市としましては総社東中学校、総社西中学校では加配によって35人以下の学級としております。

また、高等学校では文部科学省が定める高等学校設置基準において、同時に授業を受ける1学級の生徒数は40人以下とする。ただし特別の事情があり、かつ教育上支障がない場合はこの限りではないと定められております。

なお、国際的には欧米諸国で小・中学校においては学級の上限人数を30人以下とする国が多く見受けられます。

次に、処遇改善につきましては、現在教員は給与の一率4%を調整額として支給し、超過勤務手当を支給しないという法が昭和47年から施行されております。この4%の根拠は、昭和41年度に当時の文部科学省が調査した教員勤務状況調査において、小・中学校教員の超過勤務時間の1週間の平均が1時間48分であったことを基に算出されたものでございます。この調整額がこのたび見直され、令和8年1月から1%ずつ段階的に引き上げ、令和13年以降は10%となる予定でございます。

また、この法改正において附帯決議が採択され、教育課程の編成の在り方についての検討や教職員定数の標準を改定、また教育活動を支援する人材を増員などが示されております。これらが実現することによって人材確保や諸問題の解決の一助となり、子どもたちの豊かな学びにつながることを事務局としても期待しております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 それでは、本件について御意見等があれば御発言願います。

萱野委員。

○萱野哲也委員 この請願は毎年出されていて、特に小泉政権の三位一体の改革で3分の1に下げられたというのは、私が議員になってからもこここの部分は変わっておりませんし、これも出し続けないと駄目なんだろうなというふうに思ってます。これもう諦めたと言いたいところではあるんですけども、図書館長とは違って国へ請願を、諦めずにこの請願書を提出し続けることが重要なんだと思っております。お諮りください。

○溝手宣良委員長 他に御意見はありませんか。

しばらく休憩します。

休憩 午後5時7分

再開 午後5時8分

○溝手宣良委員長 では、休憩を閉じて会議を開きます。

他に御意見はありませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 私もこの請願に関しては採択のほうで考えております。やはり、ここにもありますけども、子どもたちのためという部分もあります。やはり少人数学級、それを実現もしていただいて、先生方が子ども一人一人に向き合うような体制づくりって、もちろん子どもたちの教育という部分もやはり教えていただける教職員の先生方がいらっしゃってこそそのものでありますので、この請願をやって意見書を出していくべきだなというふうには私も思っております。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 では、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は採択すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は採択すべきであると決定いたしました。

なお、本件に関する議案を委員会で提出することとし、その作成につきましては委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時10分